

栃木市歯及び口腔の健康づくり推進条例の概要

第1条 目的

- ・歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにし、施策の基本的事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的・計画的に推進する。



市民の生涯にわたる健康の保持増進

第2条 基本理念

- ①市民が自ら歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進する。
- ②市民がライフステージ等に応じた良質かつ適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう環境を整備する。
- ③保健・医療・福祉・教育等関連施策との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりを推進する。

第3条 市の責務

市は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し実施しなければならない。

第8条 基本的施策

- ①妊産婦に対する歯科保健対策
- ②乳幼児期・学齢期の虫歯歯肉炎予防対策
- ③成人期の歯周疾患予防対策
- ④高齢期の口腔機能維持向上の施策
- ⑤障がい者・要介護者に対する適切な歯及び口腔の健康づくり
- ⑥歯及び口腔の健康づくりに関する情報収集及び普及啓発
- ⑦その他必要な施策

第9条 基本計画

市は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画を策定する。

第10条 財政上の措置

市は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

第11条 委任

条例施行に必要な事項は市長が別に定める。

第4条 市民の責務

- ・歯及び口腔の健康づくりについて関心と理解を深め、歯科関係の取組に積極的に参加するよう努めなければならない。
- ・定期的な検診・かかりつけ歯科医の支援等を受け、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

第5条 歯科医師等の責務

- ・市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- ・保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等との連携を図り、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

第6条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割

- ・相互に連携しながら協力するよう努める。

第7条 事業者の役割

- ・従業員の歯科検診受診機会の確保に努める。
- ・従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組支援に努める。

連携
・
協力